

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 保育の理念

## 1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	○a・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	○a・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	○a・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	○a・b・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	○a・b・c

## 評価所見

本園の保育の基本となる考えの「理念」、「保育方針」、「保育目標」は体系的に定められ、それは額に入れられ、玄関を始め職員室、各保育室などの主要な部屋に掲げられています。また、「園のご案内」のしおりや入園時に保護者に配付される重要事項説明書にも明記されています。地域への発信、周知については、定期的に地域に回覧される「園だより」にも理念等を明記しており、職員、保護者、さらには地域への本園の保育の基本となる考えの周知、理解を図っています。訪問調査日の朝、朝礼に立ち会った際に園長をはじめ、出席者全員が「理念」の唱和を行っていました。新たな一日の始めに、園の基本となる考えを確認しながら、その日をスタートする姿を確認することができました。

各年齢の年間指導計画には「一人ひとりの要求を満たし」と謳い、一人ひとりの園児の気持ち、考えを大切に、また一人ひとりの成長の違いを大切にされた指導計画が立てられ、実践されています。利用者調査の自由記述において多くの保護者から、職員が違うクラスの子どもの名前をも覚えてくれていることに感激し、感謝する言葉が寄せられていました。

## 評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

## 1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	○a・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	○a・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	○a・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	○a・b・c

## 評価所見

子どもの健康管理は年間保健計画に基づき、年に2回、健康診断や歯科健診、尿検査、寄生虫検査を行っています。実施前のお知らせを掲示し、質問のある保護者には質問票を配付し、実施後には診断結果と質問の回答を各家庭に報告し、必要に応じて受診等を進めるなどの対応がとられています。日々の健康管理については、連絡帳による園と家庭のやり取りとともに、登園時に保護者からの聞き取りや視診等により子どもの状況を確認しており、「熱は下がりましたか?」「今日の給食は油分が少ないから食べられるかな?」といった保護者との会話も行われ

ていました。また、看護師が毎日各クラスを巡回し、子どもの体調の確認や指導を行っています。体調が悪くなった場合には、事務室のベッドで休ませるようにしています。熱性痙攣のある子どもは保護者に連絡する体温について取り決めており、その子どもの状況に応じて保護者に連絡して迎えに来てもらう対応をとっています。このような対応が利用者(保護者)アンケートの高い評価につながっていると思われます。

園の給食は、宇都宮市全体でアレルギー食に配慮した献立を立案し、それをもとに園内で調理し提供しており、毎日、北園、南園のそれぞれで検食が行われています。提供後には、喫食状況等を把握し、園内の給食会議(毎月 1 回実施)で報告・反省し、今後の給食献立に活かす体制がとられています。アレルギー児に対しては、医師の指示書のもと、毎月の献立表をもとに保護者と代替食について話し合い、保護者の承諾のもとに提供する体制がとられています。配膳の際は専用のトレイに分けられており、担当保育士が内容を確認し、クラス担当保育士に報告の上、子どもに配膳されています。また、子どもの体調に応じて、やわらかいご飯を提供するなどの対応も行っています。

食事を楽しむ取り組みの一つに、園庭での野菜栽培があります。「栽培スケジュール」に基づき年齢別(3～5歳児)に計画を実行し、園庭の片隅やプランター、肥料袋を利用してじゃがいもや玉ねぎ、人参、大根等の多様な野菜を栽培し、収穫しています。収穫した野菜で「カレーを作ろう」との合言葉に楽しく作業している様子が伺えます。また、テラスや庭での食事、バイキング形式の食事、プレート皿の使用など、普段とは異なる食事を取り入れて、食に関心と楽しみを持つようと工夫がなされています。このような取り組みは、食育活動計画として“保育園の食事に慣れる”、“身近な食材に興味・関心を持つ”、“いろいろな種類の食品に親しむ”、“楽しく食事をする”といった期間目標のもと、各年齢に応じた取り組み目標が計画されており、これに基づいて行われています。

## 2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	(a)・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	(a)・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	(a)・b・c

### 評価所見

子ども一人ひとりについて理解を深め、働きかけや援助を行うために、個別の指導計画や個人別配慮を作成し、職員間で共通理解を持ち、子どもの気持ちを受け止めた保育にあたりとともに、保育日誌等において反省を行い、改善していくよう取り組んでいます。避難消火訓練の際に、大きな音に驚いてパニックになってしまった子供に対し個別に対応し、不安が他の子どもに広がらないように配慮したことの記録がありました。

特に配慮が必要な子どもについては、一人ひとりの状況に応じた対応が重要であり、保護者との話し合いを踏まえて個別の指導計画を作成するほか、隔月でケース会議を開催し、支援について話し合いを行い、必要に応じて職員の配置を行うとともに、専門家の巡回相談等により改善に努めています。また、発達支援等に対する研修を随時受けることにより、全職員が障がいに対する理解を深めるよう努めています。

延長保育時間など、早朝や夕方の子どもの人数が少ない時間帯は、北園、南園それぞれ 1 か所に集まり保護者の送迎を待ち受けています。部屋にはゴザを敷き、子どもたちが個々に好きなおもちゃや絵本などで遊ぶ様子が見受けられ、また、軽食も提供されています。前日や一日

の園での様子を記載した「健康チェック表」により職員間の情報の共有を図り、子どもの健康状態にも留意できるようシステムが整備されています。家庭的な雰囲気のもと、ゆったりとくつろげる環境への配慮がなされています。

他の保育園等に転園する場合には、可能な限り保護者の了解を得るなどをしながら、保育サービスが継続されるように努めています。また、卒園児に対しては運動会に招待状を送ったりしており、卒園・退園後の配慮も十分に行われています。

### 3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	a・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・b・c

#### 評価所見

保育課程及び年間指導計画は、園の保育理念や保育方針、保育目標に基づき作成されており、養護や教育以外に「食育」や「保健」「家庭との連携」「地域との連携」についても目標が定められています。また、これらは取り組みの状況を踏まえ半期に1度、見直しを行っています。

子どもの支援に際しては、入園前に担当保育士が子どもと保護者の面接を行い、児童票に記載した後、主任保育士及び園長の確認を受け、保育等の内容を決定します。子どもや家庭の状況に変更があった場合には随時、児童票等の内容を変更し、必要に応じて保育等の内容の見直しを行います。支援が必要と判断した場合には、関係機関と調整を図りながら受け入れを行い、入園後も継続的に観察を実施します。

保育等の実践に際しては、年間指導計画、毎月の指導計画表を作成しており、各クラス担任が計画案を作成し、主任保育士及び園長が確認・助言・修正を行い取りまとめています。毎月

の指導計画表は月末に、年間指導計画は半期ごとに見直しが行われており、評価・反省の上で翌月・翌期の指導計画を作成する仕組みになっています。月別の指導計画では、その月の指導計画内容（ねらい、養護、生活と遊び、家庭との連携など）を担当保育士が評価・反省し、その内容を主任保育士・園長の確認・評価・助言を踏まえて翌月の指導計画に反映する体制が確立されています。また、見直しにあたっては、保護者が参加する保育参加等における保護者アンケート意見や、保護者等からの意見・提言についても対応策等を話し合い、その後の事業の見直しにつなげています。

年度当初に全職員が一堂に会し打合せを行い、共通の理解を得るよう取り組みを行っており、保育構想（保育理念、保育方針、具体的な取り組み、家庭との連携、地域との連携など）や各種計画、書類の作成手順や期日などについて話し合いを行っています。

子ども一人ひとりについて、発達の状況等を児童票に記録するとともに、保育計画に反映させて保育の実践につなげています。日々の記録については「あゆみ」として取りまとめ、卒園時に提供することとしており、また、連絡帳（1歳児クラスまで）や連絡ノートなどを用いて日々の活動を保護者に伝え、保護者の意見を確認するようにしています。

書類の管理については、宇都宮市が定める文書管理規程に基づき管理がなされ、児童票については事務室内の鍵のかかるロッカー内に管理されていることを確認しました。また、個人情報の取り扱いについては、年度当初に「個人情報確認書」の記載を各家庭に依頼し、これに基づき取り扱うほか、保育園だより等の写真を記載する際には、その都度保護者に確認を取ったうえで使用することとしています。

乳児については、指導計画（個人別配慮）に基づいて、安全・安心な室内等環境のもと、体温や排便、視診（鼻水・咳など）、SIDS確認を記録のもと確認するなど、一人ひとりの状況に留意した取り組みが行われています。また、食材の確認など、連絡帳等を用いて保護者と緊密に連絡を取り合いながら保育に取り組んでいる様子が伺えます。

1・2歳児については、年間指導計画において、「一人ひとりの欲求を満たし情緒の安定した生活を送る」や「保育士や友達とのかかわりの中で言葉を使い楽しむ」、「自分で食べることを楽しめるようにする」、「季節を感じながら全身を使った遊びを楽しむ」など、養護と教育の一体的展開が図られるよう計画を検討し、子ども一人ひとりについて毎月個別指導計画により目標を定め、保育に取り組む体制がとられています。

3歳以上児についても年間指導計画や毎月の指導計画における「子ども一人ひとりの育ちに合った基本的な生活習慣の定着」や「集団の中で安定した活動」などの目標や、毎月作成する「個人別配慮」に基づき、子どもの状況に応じて自発性を求める取り組みなどが行われています。

小学校との連携や就学に向けた取り組みについては、年間及び月別指導計画に位置付けるとともに、幼・保・小連携事業により年間を通じた交流等の計画が定められており、就学前の教育・保育を行う体制が整えられています。実際に小学校を訪問した際には、「学校探検」として子どもたちの楽しむ様子が伺えます。

#### 4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	○a・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	○a・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	○a・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	○a・b・c

II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。

(a)・b・c

評価所見

本園は宇都宮の市街地にあり、幹線道路からやや入った住宅地内に立地しています。市道を挟み職員室のある南園と北園とに分かれているのが特徴で、それぞれに園庭や調理室が設けられています。市道を挟むことで職員や子どもたちが市道を横断しなくてはならないことがありますが、安全に十分注意を払いつつ交通安全を学ぶ機会と前向きにとらえています。

各保育室においては温度や湿度（午前9時と午後3時に計測）、換気について「保育環境チェック表」に記載し確認を行い、子どもの活動に適した室内環境の確保に努めています。また、「保育園事故災害防止点検表」や遊具の「安全点検表」などにより定期的にチェックを行い、安全な環境の確保に努めています。なお、入所を希望する子どもの受け入れに柔軟に対応するために保育室を確保したことから、通路等に備品を収納するコンテナ等が置かれるようになっており、緊急時の避難の安全を確保する面から配慮することが必要と思われま

す。子どもの発達や一人ひとりの状況に応じて、段階を踏んで生活習慣等を身につけられるように、子どもの年齢に応じた目標を設定し、子どもの人権や活動と休息のバランスにも配慮しながら、子どもが自分でやろうとする意欲を見守り、成長を促すよう配慮がなされています。

指導計画において、「友だちと一緒に好きな遊びを見つけて遊ぶ」など、友だちとの協同の体験ができるよう位置づけており、実際に自分で好きなおもちゃを選び、友だちと一緒に遊ぶ姿が見受けられました。また、近所の高齢者施設では、シャッターに絵を書き「明るい雰囲気になった」と喜ばれましたが、この活動も子どもたちが協同して取り組んだ成果です。

朝夕の送迎時や夏祭りなどの行事の際には、異年齢交流も行われています。また、プラスチック容器や段ボールなどの廃材を用い、自由に工夫して遊ぶ姿も見受けられました。

園庭にはケヤキや桜の落葉樹があり、花や新緑、落ち葉などで四季を感じることが出来ます。室内ではメダカやアゲハチョウの幼虫の飼育・観察が行われていました。また、近所のスーパーに七夕かざりを行ったり、高齢者施設を訪問し歌を歌い、高齢者と交流したりする取り組みも行われ、地域社会との関わりにも配慮がなされています。

室内に外国の写真を掲示し、子どもの興味を促したり、英語による講座やロシア語の言葉を学んだりもしており、異文化との関わりにも取り組んでいる様子が伺えます。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	(a)・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	(a)・b・c

評価所見

園で提供する給食については、献立表を毎月各家庭に配付するとともに、その日の給食はサンプル及び食材の産地を展示し、迎えに来た保護者にも見てもらえるようにしています。園内で育てた野菜は放射性物質検査により、安全を確認したうえで一部を家庭に持ち帰り、調理してもらっています。保護者に感想などを記載してもらった「野菜持ち帰りカード」には、「自分で育てた野菜はおいしいとってよく食べます」といった感想が寄せられており、子どもが食の

関心を高める取り組みを実感することができました。また毎月、人気の給食メニューのレシピを配付し、家庭でチャレンジしてもらったり、年齢別に親子調理体験なども実施しています。

家庭との連携については、0～1歳児クラスについては「連絡帳」を、2歳児クラス以上の子どもについては「連絡ノート」を用いて日々保護者との連絡がとられており、毎朝・夕の送り迎え時には、ホワイトボードにその日の活動の記録を記載、掲示し、保護者に伝えるとともに、朝遅担当保育士が「健康チェック表」をもとに、保護者と子どもの様子を確認し合う体制がとられています。また、保護者との個人懇談は、年長児が年2回、他の子どもについては年1回行われており、事前にアンケート（睡眠、食事、休日の過ごし方についてなど）を配付し、それも踏まえて保護者との話し合いを行っています。また、今年度は保護者参加のミニ運動会の実施に合わせて、子育てに関する講演会も開催しました。

子どもの発達や育児などについては、クラス懇談会において「年齢別の発達から観た子どもの姿」の資料を配付し、保護者との共通理解を得るとともに、子育て相談に応じています。また、日々の様子については連絡帳や連絡ノート、朝晩の送迎時の会話などにより保護者との意見交換、相談を行うとともに、「アンケートBOX」による自由投稿の場も設けています。さらに保護者参加の機会を事前に知らせ参加を得るとともに、保護者にアンケートを実施し、その結果を保護者に伝え、今後の取り組みの参考としています。

虐待については、「虐待マニュアル・虐待早期発見チェックリスト」等が整備されており、遅刻や欠席が続く家庭に対しては電話連絡や家庭訪問を行うなど、早期の発見・対応・予防に努めています。また、毎年研修会に参加し、その内容について会議で報告するとともに、全職員に資料が回覧され、情報の共有化を図っています。

## 2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	(a)・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	(a)・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	(a)・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	(a)・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	(a)・b・c

### 評価所見

本園では、保育課程等において「地域との連携」を位置づけ、子どもと地域の関わりを大切に、計画的に実施しています。近隣の高齢者施設には毎月2回訪問し、高齢者とのふれあいを楽しんでいます。毎週水曜日（10～12時）は園庭開放を行い、秋のミニ運動会では園児とともに地域の親子が触れ合いながら、運動遊びを体験できる機会を提供しています。

本園のある泉が丘小学校地域は、地域コミュニティ活動が活発に行われている地区であり、本園も「泉が丘小学校地域協議会」に園長が委員として参加し、地域の問題や課題について意見交換を行ったり、防災訓練などの地域活動にも参加しています。また、地域全体に「園だより」を回覧し、園の様子や夏祭りのお誘い、子育て相談などの地域支援活動を案内しています。回覧を見た保護者から電話が来て、子育て相談を行った記録も確認できました。

市は学生の職業意識の向上のための機会提供として、実施要綱を定めて学生などのボランティアを積極的に受け入れています。本園では、中学生、高校生と乳幼児のふれあい体験事業

「小さな子どもと遊ぼう」など、中高生などのボランティア受け入れを行っています。受け入れに際しては市が定める「ボランティア申込書」で申し込みを受け、「ボランティア実施の手引き」に基づき説明を行い、あいさつや手洗い、うがいなどの注意事項等を記した「ボランティアのみなさんへ」を配付して実施することとしています。

利用希望者に対しては、全市的に行う入園受付・説明会以外にも、年間を通して見学希望等を受け入れ（毎月第1・3木曜日に実施）、園のパンフレットを配付し説明しています。入園が決まった子ども・保護者に対しては、重要事項説明会を開催し、保育内容等の説明を行っています。

## 評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

### 1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	○a・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・○b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○a・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	○a・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	○a・b・c

#### 評価所見

市共通の公立保育園防災対策マニュアルが作成され、それを本園用に加筆・修正し運用しています。このマニュアルには事前対策、事後対策がフローチャートなどで分かりやすく整理されており、本園のマニュアルとして十分機能していることが読み取れます。

4年前、一斉メール配信システムを導入し、運用を開始しました。現在、保護者の加入率は98.8%とほぼ全員が加入しており、緊急時の連絡のほかに、行事の連絡など日常の連絡手段として利用されています。園からの発信に対し保護者は即座に対応するなど、これまでの掲示板による連絡とは比べ物にならない反応の良さであり、今後、緊急時の連絡などに重要な役割を果たすものと考えられます。

災害時の避難訓練、不審者対応等はマニュアルに従って実践されています。子どもの安全確保に対するリスク把握についても、ヒヤリハットの記録活動が機能しており、またアレルギー疾患、慢性疾患の子どもへの対応については、主治医の指示書に基づき対応を協議し、実践していることが記録で確認することができました。

本園は昭和42年に開園され、その後平成14年に北園舎が増設されるなど、地域の保育需要の増加とともに定員も拡大し、園舎の増設、増改築がなされてきました。それにともない、園舎の配置、利用の仕方も変わり、玄関から入る園児たちは、保育室前の靴箱まで靴を持っていかねばならないなど、園舎の使い方の一部、変則的な面が見られます。また、入所を希望する子どもの受け入れに柔軟に対応するために、玄関ホールや廊下にピアノや午睡の布団を収納するコンテナが置かれるようになっており、園舎の快適な環境整備の面から、また、緊急時の安全確保の面から、園舎空間の使い方、配置について、また、備品の整理の仕方について、検討が望まれます。

## 2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	(a)・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a) b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	(a)・b・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a (b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a (b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

### 評価所見

職員は毎年2回自己評価チェックシートにより、自らの保育を評価・反省を行っています。その結果をもとに園内研修でグループ討議が行われ、課題、そのための改善策を検討しています。

園の目指すべき目標、職員像については、本庁から全園を対象とした目標、取り組み事項が示され、それをもとに本園としての目標・取り組み事項を定め、担当者が決められ活動しています。また、人事の目標管理、業務評価については、個人目標管理シート、コンピテンシーシートにより整理され、また業績が詳細に評価され、今後の処遇に反映されています。

日頃の職員の就業状況の把握、改善の取り組みについては、出勤簿を始め、年休消化表、時間外労働表で管理しており、福利厚生については市の職員互助会があり、様々な給付、貸付、保険制度等が整っています。その他、市では全職員を対象としたメンタルチェックヘルス制度があり、ストレスの影響を診断するなど職員の健康管理を行っています。

職員の教育・研修については、アクションプログラムにより市としての研修の基本姿勢が示され、それをもとに職能別、職種別に研修プログラムが生まれ、年間のスケジュールに従って着実に実施されています。

しかし、職員調査結果をみると職能、職種によって回答に乖離がみられます。短時間保育士などのいわゆる嘱託職員の「できている」との回答は低く、特に職員研修、人事考課についての評価は低くなっています。本園の運営に嘱託職員は大きな役割を担っており、それらの資質向上は園の保育サービスの質の向上に大きく係っています。嘱託職員の個々の目標を明確にし、目標達成のための研修プログラムの整備が望まれます。

## 3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	(a) b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a) b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a) b・c



IV-21	事業計画が保護者等に周知されている。	(a)・b・c
IV-22	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
IV-23	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24	子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	(a)・b・c
IV-25	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・(b)・c
IV-26	施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32	外部監査が実施されている。	(a)・b・c
IV-33	保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

#### 評価所見

中長期計画については、本庁において5年間を計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」や「アクションプログラム」が策定され、それをもとに年度の事業計画が策定されています。園長は本庁会議において、中長期計画や年度計画の説明を受け、園に戻りそれを職員に説明し、周知を図っています。

園における年間の事業計画については、上記の中長期計画、年度事業計画を踏まえ、地域活動事業などの具体的事業について定め、これをもとに年間行事計画が生まれ、全職員に年間行事計画表が配られ、周知されています。また、保護者への周知については、保護者会総会や懇談会の場において説明し、周知が図られています。

個別の行事については、全職員が参加する職員会議で具体的に検討され、内容、予定、担当者が決められ、実施後は反省会を開き、次年度の事業に結びつけるようにしています。

また、主要な行事については実施後、保護者に対するアンケートを実施し、次回の計画検討に結び付けています。

日頃の保護者との連携、相談・意見の述べやすい環境づくりについては、家庭連絡帳があります。連絡帳には子どもの様子が具体的に記載され、時には写真が貼り付けられている日もあり、保護者との連携を大切にする姿勢が伺えます。また、保護者が気軽に相談・意見を述べやすい環境づくりに努めており、出された意見は迅速に担当主任、園長に連絡され、朝の朝礼でも取り上げられています。

苦情解決の仕組みについては、第三者委員制度について重要事項説明書に明記し、保護者には入園時に説明するとともに、玄関に掲示し周知に努めています。また、廊下にはご意見箱を設置し、いつでも意見が入れられるようにしています。しかし、今回実施した利用者調査結果では、必ずしも第三者委員制度の周知が図られているとは言い難く、また、ご意見箱も有効に機能しているとは言えない状況にあることから、もうひと工夫が望まれます。

子ども・保護者のプライバシー保護については、全国保育士倫理綱領を遵守し、市の個人情報保護条例に従って行われており、子どもや保護者の写真や作品の開示にあたっては、保護者より情報開示確認書を取るなど、個人情報保護に万全を期しています。

園長の自らの役割・責任の表明、また園経営の指導力の発揮については、園内研修を始め、職員会議において説明するとともに、職員会議等の会議、行事の指揮を率先して行うとともに、自らの特技である折り紙を生かした保育活動を行うなど、園長としての役割を果たしています。

外部監査については、年度のテーマや対象施設を周期的に定め、公認会計士等の外部機関に委託し行っています。